

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 8 月 25 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	20	国民健康保険事業の取扱いについて
<p>(1) - 1 賦課方式、算定方式及び賦課限度額（医療分 53 万円、介護分 8 万円）並びに軽減措置は、現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(1) - 2 賦課期日は 7 月 1 日とする。納期は年 6 回とし新町発足までに調整する。</p> <p>(2) - 1 保険税率は、合併年度はそれぞれの町の例によるものとし、合併後以降については、できるだけ早期に統一する。</p> <p>(2) - 2 国民健康保険財政調整基金については、全額持ち寄ることとする。</p> <p>(3) 国民健康保険運営協議会については、新町発足時に統一し、構成委員及び開催時期等は、新町発足までに調整する。</p>		